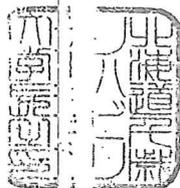


社会福祉法人千歳市社会福祉協議会と
北海道千歳リハビリテーション大学との
連携に関する協定書



社会福祉法人千歳市社会福祉協議会
北海道千歳リハビリテーション大学

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会と北海道千歳リハビリテーション
大学との連携に関する協定書

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会(以下「甲」という。)と北海道千歳リハビリテーション大学(以下「乙」という。)は、千歳市民(以下「市民」という。)の健康増進と地域福祉の向上等を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が、保健、介護、福祉の分野で、包括的に緊密な協力関係を築き、連携を深めることで、市民の健康増進と地域福祉の向上等に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 市民の健康増進活動と地域福祉の向上等に関する事
- (2) 介護関係人材教育の質的向上に関する事
- (3) 地域の健康増進リーダーの育成に関する事
- (4) 共同研究に関する事
- (5) その他、両者が必要と認める事

(連携推進会議)

第3条 前条に掲げる各事項の円滑な推進を図るため、連携推進会議を設置する。

2 前項の会議の所掌、組織構成等具体的な内容については甲乙協議の上、別途定める。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも協定の終了について申し出がない場合はさらに1年間有効とし、以降も同様とする。

(変更又は解除)

第5条 甲乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除することができるものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

令和3年12月24日

甲

千歳市東雲町1丁目11番地

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会

会長

力示武文



乙

千歳市里美2丁目10番

北海道千歳リハビリテーション大学

学長

森

